

# 相続税申告における財産種類別の留意点 — 税務調査を見据えて —

税理士・税理士法人大手町トラスト代表社員：飯守 一文

目	次
はじめに.....6	(3) 小規模宅地等の特例.....28
1 相続税の課税財産と税務調査.....8	4 財産評価を巡る留意点.....29
(1) 相続財産の種類と申告漏れ.....8	(1) 土地等及び株式等.....29
(2) 国税当局が把握する資料情報.....9	(2) 貸付金債権.....30
2 帰属判定を巡る留意点.....15	(3) 書画骨とう品.....32
(1) 問題の所在.....15	5 その他の留意点.....32
(2) 財産の帰属の判定.....16	(1) 遺産分割.....32
(3) 贈与による権利移転.....21	(2) 国等への相続財産の贈与.....33
(4) その他の財産別留意点.....24	(3) 相続人の財産把握.....34
3 要件判定を巡る留意点.....26	(4) デジタル化の進展等に伴う留意点.....35
(1) 生命保険等.....26	おわりに.....35
(2) 退職手当金・弔慰金等.....27	

## はじめに

国税当局の税務調査は、臨場して現地に行う現地調査と、文書や電話での連絡などによる簡易な接触とを組み合わせる効果的効率的な運営が図られている。

図表1に示したとおり、令和2・3事務年度においては、コロナ禍での納税者との接触機会の減少に伴って相続税の現地調査件数がほぼ半減したが、その穴を埋めるように簡易な接触件数が増加している。

図表 1 相続税の調査事績\*1

区分・事務年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
実地調査件数	12,576	12,463	10,635	5,106	6,317
簡易な接触件数	11,198	10,332	8,632	13,634	14,730
合計	23,774	22,795	19,267	18,740	21,047

国税当局は、法定調書等の資料情報や登記情報等の省庁間協力で得られる資料を定期的に把握・蓄積していることに加え、金融機関に対する質問検査を通じて口座情報等を随時入手することが可能である。これらのデータと納税者の申告データをマッチングすることで申告漏れ等の可能性がある財産や取引を容易にピックアップできる。しかし、納税者に対して修正申告の勧奨や更正決定処分を行うためには、更に税務調査における質問検査を通じて問題点を明らかにする必要がある。

実地調査が簡易な接触と大きく異なるのは、質問や帳簿書類等の検査に際して納税者の直接的な反応を確認しながら機動的な調査展開につなげることができる点である。また、相続税の実地調査においては、被相続人・相続人の生い立ちから趣味に至るまで幅広いバックグラウンドを「概況調査」としてヒアリングするのが一般的であるが、これにより事前調査で浮上していなかった不審点を発掘する契機となることも少なくない。税務調査を受ける納税者の立場としては、至る所に手掛かりや痕跡が残されそれが当局に把握されているという現実を十分認識して対応することが肝要である。

実地調査等の後の修正申告・更正決定等には加算税・延滞税が賦課される等の不利

益が生じる。調査で指摘を受けないようにするためには、税法を正しく解釈適用して誤りなく申告することや、そもそも税務問題が生じないように相続開始前から適切な対策を講じておくことが重要となる。

本稿では、以上のような観点から、特に相続財産に着目して相続税申告に当たっての留意点を述べる。もとより相続税申告の非違は、特定の財産種類に固有のものもあるが、むしろ一定の財産種類に共通のものが少なくない。非違の類型としては、財産の隠匿、申告漏れ、評価誤りなどがあり、また、申告漏れの原因として、誰が財産所有者であるかに関する認識の誤りや適用要件の判定に関する誤りなどがある。

そこで、以下では、税務専門家でなく納税者自身が申告に当たって留意すべき事項を念頭に置き、1で課税財産と税務調査の関係を概観した上で、2で調査において指摘されることの多い帰属判定を巡る留意点、3で要件判定を巡る留意点、4で財産評価を巡る留意点、5でその他の留意点について、できる限り財産種類別の観点を踏まえて説明する。その際、特に2に重点を置く一方、評価方法を含め極めて多岐にわたり、特に税務専門家にとって重要な論点である、財産評価を巡る留意点については、本稿の趣旨と紙幅の制約を踏まえ、極々限定して

\*1 国税庁「令和3事務年度における相続税の調査等の状況」等

触れるにとどめる。

## 1 相続税の課税財産と税務調査

### (1) 相続財産の種類と申告漏れ

相続税の課税対象は、言うまでもなく相続人等が「相続又は遺贈により取得した財産の全部」（相続税法（以下「相法」という。）2①）である。

図表2及び3は、それぞれ最近の相続税の申告・調査事績における相続財産の構成比の推移を示したものであるが、両者を比較すれば次の点が明らかである。

- ・ 直近の構成比については、申告ベースでは、「現金・預貯金等」と「土地」がそれぞれ3分の1程度を占め、「有価証券」と「その他」（生命保険金等や退職手当金等<sup>\*2</sup>）がそれぞれ1割台である。これに対して、調査ベースでは、「現金・預貯金等」は3分の1程度と同様であるが、「土地」の割合が1割台と少ない一方、「その他」が4割を超えること
- ・ 推移については、申告ベースでは、「現金・預貯金等」と「有価証券」が増加する一方、「土地」が45.8%から33.2%と大幅に減少している。これに対して、調査ベースでは、「現金・預貯金等」と「土地」が逡減傾向にある一方、「その他」が30.9%から41.6%と大幅に増加していること

以上の結果や他の公表データから財産種

類別の特徴として次の点が推測可能ではないだろうか。

- ① 不動産（「土地」「建物」）
  - ・ 調査ベースのウェイトが低く増差課税価格は大きくない。一方、申告ベースでは低下トレンドにあるとはいえないおウェイトが高い
  - ・ 投資先として不動産が未だ多く利用されている（不動産神話はなお健在）
  - ・ 正確な評価は求められるが、申告漏れのケースは余り多くない
- ② 金融資産（「現金・預貯金等」「有価証券」）
  - ・ 住宅用土地価格の大幅な変動がない<sup>\*3</sup>ことと金融資産の申告ベースのウェイトが増していることから、金融資産の絶対額が増加している
  - ・ 納税者の金融投資は未だ現預金に偏重している
  - ・ 申告額が増えており、調査において重視すべき項目である<sup>\*4</sup>
- ③ 生命保険金・退職金等（「その他」）
  - ・ 申告ベースのウェイトが低いものの調査ベースのウェイトが最も高い上に、近年増加傾向にある
  - ・ 生命保険契約の保有高は微減しているものの件数は増加しており<sup>\*5</sup>、相続対策として活用されていることが伺えるが、申告漏れのケースが多い

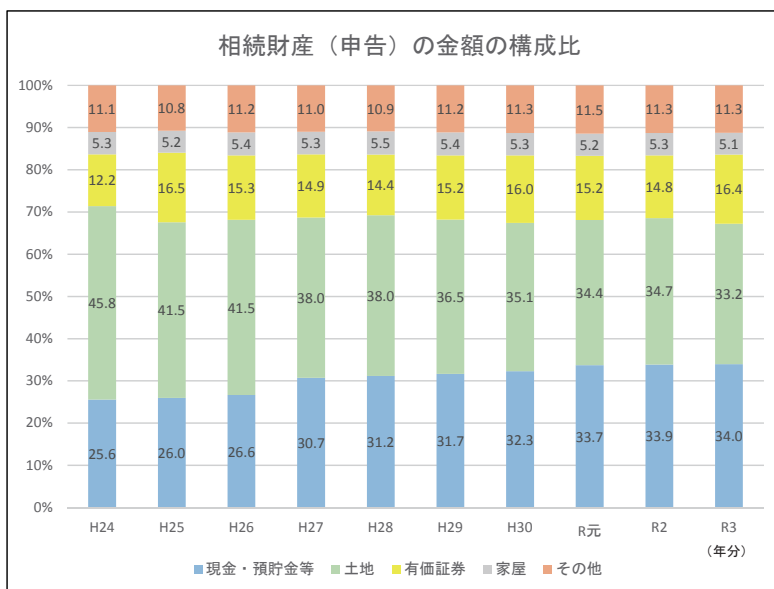
<sup>\*2</sup> 図表2・3のデータは相続税申告書第15表（相続財産の種類別価額表）を集計したものと考えられる。国税庁「相続税の申告のしかた（令和4年分用）」107頁の「申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領」も踏まえれば、「その他」には、事業（農業）用財産、家庭用財産、その他の財産（利益）（生命保険金等、退職手当金等、その他ののみなし相続財産、非事業用資産、書画・骨とう等）が含まれると思われる。

<sup>\*3</sup> 国土交通省「令和5年地価公示の概要」4頁

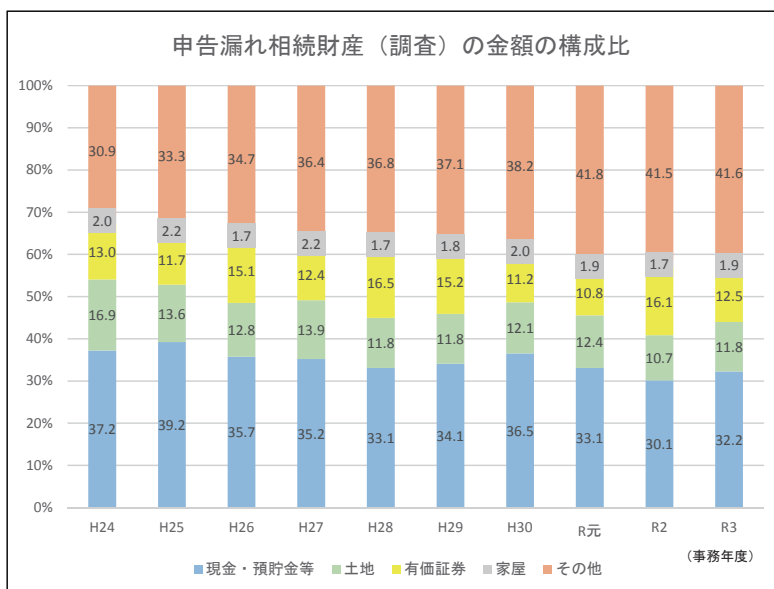
<sup>\*4</sup> 国税庁「令和3年度事務年報」29頁では、相続税の調査について、高額かつ多額の申告漏れがあると認められるものを中心に、「預貯金、有価証券などの金融資産の把握に重点を置いて行った」とされている。

<sup>\*5</sup> 生命保険協会「2022年版 生命保険の動向」1頁

図表2 相続財産(申告)の金額の構成比\*6



図表3 相続財産(調査)の金額の構成比\*7



(2) 国税当局が把握する資料情報

イ 法定調書

法定調書とは、所得税法、相続税法、租

税特別措置法（以下「措法」という。）及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法

\*6 国税庁「令和3年分相続税の申告実績の概要」3頁

\*7 国税庁・前出\*1・6頁

律（以下「国外送金等調書法」という。）の規定により税務署への提出が義務づけられている資料をいい、現在、60種類が定められている。

図表4は、特定の財産種類と紐づけ可能な主な法定調書の名称と、少額取引等として提出が不要な場合をまとめたものである。これらは利子・配当・保険金等や譲渡代金の支払者が税務署への提出を義務付けられているもので、源泉徴収義務を果たしている場合であっても法定調書の不提出や虚偽記載に対して罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科される。これにより税務当局には財産に関する大量のデータが自動的に流入し蓄積されていることが窺える。

以上に加えて、国外送金等調書法に基づき、国外送金等調書、国外財産調書、国外証券移管等調書及び財産債務調書の提出が義務付けられており、これらも法定調書に含まれる。

国外財産調書は、居住者（非永住者を除く）で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する場合に、その国外財産の種類、数量及び価額等を記載して、その年の翌年の

6月30日（令和5年分以降の提出期限）までに税務署に提出すべきものである。なお、国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に係る所得税等・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税が5%軽減される一方、国外財産調書の提出等がない場合には5%加重される。

また、財産債務調書は、①所得税等の確定申告書の提出義務がある者等で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上である国外転出特例財産（有価証券、未決済信用取引等）を有する場合、並びに、②居住者で、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する場合に、財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額等を記載して、その年の翌年の6月30日（令和5年分以降の提出期限）までに税務署に提出すべきものである。なお、国外財産調書の場合と同様、過少申告加算税等の軽減・加重措置が講じられている。

図表4 財産種類別の法定調書\*8

財産の種類	法定調書名	提出不要な場合（主なもの）
不動産	不動産の使用料等の支払調書	・同一人に対するその年中の支払金額の合計が15万円以下

\*8 国税庁サイト（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/mokuji.htm>）と関係条文を参照して作成。表に記載したもの以外にも、名義人受領に係るもの（名義人受領の利子所得の調書、名義人受領の配当所得の調書、名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書）、贈与税非課税制度に係るもの（教育資金管理契約の終了に関する調書、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書）、金融商品に係るもの（上場証券投資信託等の償還金等の支払調書、特定新株予約権の付与に関する調書、特定株式等の異動状況に関する調書、特定口座年間取引報告書、非課税口座年間取引報告書、未成年者口座年間取引報告書）などがある。

	不動産等の譲受けの対価の支払調書	・同一人に対するその年中の支払金額の合計が100万円以下
	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	・同一人に対するその年中の支払金額の合計が15万円以下
預貯金	利子等の支払調書	・普通預金、普通貯金等の利子等 ・同一人に対するその年中の利子等の支払金額が3万円以下
	定期積金の給付補填金等の支払調書	・同一人に対するその年中の給付補填金等の支払金額が3万円以下
	譲渡性預金の譲渡等に関する調書	
株式等	配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書	・剰余金の配当等で一回に支払うべき金額が1万5千円（その剰余金の配当等の計算期間が1年以上である場合には、3万円）以下
	配当等とみなす金額に関する支払調書	・配当等とみなされるものでその交付がされた金額（その交付が2回以上にわたって行われた場合には、その累計額）が1万5千円以下
	交付金銭等の支払調書	・配当等とみなす金額に関する支払調書が提出されている場合
	株式等の譲渡の対価等の支払調書	
	新株予約権の行使に関する調書	
	株式無償割当てに関する調書	
投資信託	投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書	・投資信託又は特定受益証券発行信託の終了による収益の分配で一回に支払うべき金額が5万円以下
	オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書	
信託	信託受益権の譲渡の対価の支払調書	・同一人に対するその年中の信託受益権の譲渡の対価の支払金額が100万円以下
	信託の計算書	・各人別の信託財産に帰せられる収益の額の合計額が3万円（計算の基礎期間が1年未満の場合には1万5千円）以下
	信託に関する受益者別（委託者別）調書	・受益者別信託財産の評価額が50万円以下
金地金等	金地金等の譲渡の対価の支払調書	
生命保険等	生命保険契約等の一時金の支払調書	・一時金が100万円以下 ・その年中に支払うべき生命保険金等（相続等生命保険年金を除く）につきすでに生命保険金等の調書が提出されている場合

	生命保険契約等の年金の支払調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一人に対するその年中の年金（相続等生命保険年金を除く）の支払金額が20万円以下</li> <li>・その年中に支払うべき生命保険金等（相続等生命保険年金を除く）につきすでに生命保険金等の調書が提出されている場合</li> </ul>
	生命保険金・共済金受取人別支払調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その月中に支払った保険金額が100万円以下</li> </ul>
	保険契約者等の異動に関する調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解約返戻金相当額が100万円以下</li> <li>・一定期間内に保険事故（共済事故を含む）が発生しなかった場合において返還金その他これに準ずるものの支払がない生命保険契約</li> </ul>
退職金等	退職所得の源泉徴収票	
	退職手当金等受給者別支払調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その月中に支給した退職手当金等の金額が100万円以下</li> </ul>

## □ 官公庁等からの情報

相法58条1項では、市町村長その他戸籍に関する事務をつかさどる者は、死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならないとされている（いわゆる58条通知）。また、「税務行政運営上の協力に関する国税庁と自治庁との了解事項」\*<sup>9</sup>に基づき、市町村長は、同項の規定により、税務署長に対して死亡通知書を提出する場合には、死亡者の所有にかかる固定資産課税台帳に登録されている土地、家屋及び償却資産等に関する資料を添付して送付することとされている。

なお、令和4年度税制改正により、法務大臣から国税庁長官へのオンライン通知制度等に改組された（令和6年度から実施）。

（法務大臣等の通知）

第58条 法務大臣は、死亡又は失踪（以下……「死亡等」という。）に関する

届書に係る戸籍法……第120条の4第1項（届書等情報の提供）に規定する届書等情報（これに類するものとして財務省令で定めるものを含む。）の提供を受けたときは、当該届書等情報に記録されている情報及び当該死亡等をした者の戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報で財務省令で定めるものを、当該届書等情報の提供を受けた日の属する月の翌月末日までに国税庁長官に通知しなければならない。

2 市町村長は、当該市町村長その他戸籍又は住民基本台帳に関する事務をつかさどる者が当該市町村が備える住民基本台帳に登録されている者に係る死亡等に関する届書を受理したとき又は当該届書に係る事項の通知を受けたときは、当該死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項その他の事項で財務省令で定めるものを、当該届書を受理した日又は当該通知を受けた日の属する月の翌月末日までに当該市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

\*<sup>9</sup> [https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/fushhocho/01\\_07.htm](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/fushhocho/01_07.htm)

また、国税通則法（以下「通法」という。）74条の12第1項では、国税庁等の当該職員は、国税に関する調査について必要があるときは、事業者又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることとされている。国税庁においては、かねてより不動産登記情報を法務省から入手していたが、現在では、「国税の適正・公平な課税の実現のための協力について」（令和3年3月16日法務省・国税庁合意）<sup>\*10</sup>に基づき、所有権移転登記（所有権保存登記を含む）及び配偶者居住権の登記抹消に関する全国分の情報が登記情報連携システムを通じて一括して法務省から提供されている。

なお、通法74条の12第1項の「事業者」は令和元年度税制改正で追加された（従前も行われていた協力要請を明文化したもの）。

#### ハ 質問検査権に基づいて入手される情報

相続税の税務調査に当たっては、蓄積された法定調書を利用するだけでなく、被相続人・相続人等名義の預貯金・有価証券・生命保険等の情報について金融機関に対する照会が行われるのが一般的である。

これは税務職員の質問検査権に基づいて行われている。国税局・税務署の税務調査等の担当者が調査対象者の取引先金融機関等に対して取引照会を実施する方法は、実地臨場か文書照会である。文書照会については、各国税局・税務署から照会先に対す

る照会文書の郵送により行われているが<sup>\*11</sup>、令和3年10月からオンラインでの照会も開始されている<sup>\*12</sup>。

質問検査権を行使できる相手先は税目ごとに異なっており、相続税・贈与税に関しては、通法74条の3第1項第1号において次のように定められている。

- イ 相続税法の規定による相続税又は贈与税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者（以下この号及び次項において「納税義務がある者等」という。）
- ロ 相続税法第59条（調書の提出）に規定する調書を提出した者又はその調書を提出する義務があると認められる者
- ハ 納税義務がある者等に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者
- ニ 納税義務がある者等が株主若しくは出資者であつたと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人
- ホ 納税義務がある者等に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者
- ヘ 納税義務がある者等から、財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者
- ト 納税義務がある者等の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管すると認められる者

なお、金融機関等には預金者等情報の管理が義務付けられている（通法74の13の2（預貯金者等情報の管理）、74の13の3（口

<sup>\*10</sup> [https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/fushhocho/01\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/fushhocho/01_01.htm)

<sup>\*11</sup> 国税庁「金融機関に対する取引照会について」（規制改革会議第19回創業・IT等ワーキング・グループ提出資料）4頁  
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/wg2/sogyo/140312/item1.pdf>

<sup>\*12</sup> 国税庁「税務行政DX～構想の実現に向けた工程表～」22頁、同「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」23頁



座管理機関の加入者情報の管理)、74の13の3(振替機関の加入者情報の管理等))。

## 二 外国税務当局からの情報

OECD(経済協力開発機構)で策定された国際課税ルールである共通報告基準(CRS)に従い、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを租税条約等に基づき各国の税務当局間で相互に情報交換を行う制度が導入されている(図表5)。国税庁は令和3事務年度に日本居住者のCRS情報約250万件(口座残

高約14兆円)を94か国・地域の外国税務当局から受領している<sup>\*13</sup>。

このほか、租税条約等に基づき、①法定調査により把握された非居住者への支払(利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等)についての情報、②海外法人の決算書、契約書、インボイス、銀行預金口座取引明細書など、③外国税務当局の調査担当者が取引担当者に直接ヒアリングして得られた情報などの情報交換も行われている<sup>\*14</sup>。

図表5 共通報告基準(CRS)の概要<sup>\*15</sup>

- |  |
|--|
| <p>(1) 各国の税務当局は、それぞれ自国に所在する金融機関(イ)から非居住者(個人・法人等)に係る金融口座情報(ロ、ハ)の報告を受け、これを租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換します。</p> <p>イ 金融口座情報を報告する義務を負う金融機関<br/>銀行等の預金機関、生命保険会社等の特定保険会社、証券会社等の保管機関及び信託等の投資事業体</p> <p>ロ 報告の対象となる金融口座<br/>普通預金口座等の預金口座、キャッシュバリュー保険契約・年金保険契約、証券口座等の保管口座及び信託受益権等の投資持分</p> <p>ハ 報告の対象となる情報<br/>口座保有者の氏名・住所(名称・所在地)、居住地国、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等</p> <p>(2) 報告義務を負う金融機関は、共通報告基準に定められた手続きに従って、口座保有者の居住地国を特定し、報告すべき口座を選別します。当該金融機関が行う具体的な居住地国の特定は、新規口座開設については口座開設者から居住地国を聴取する等し、既存の口座については口座保有者の住所等の記録から行います。</p> <p>(3) 現在、日本を含む100以上の国・地域が平成29年又は30年からこの共通報告基準に従った情報交換を開始することを表明しています。なお、日本においては、平成30年以降、外国に開設された日本の居住者の金融口座情報が提供されます。</p> |
|--|

## ホ 小括

以上述べたとおり、国税当局が把握している財産に関する情報は国内外を問わず広範多岐に及んでおり、相続財産の隠匿が国税当局に露見しない可能性は相当低いと認識した方がよいであろう。

なお、令和4年度査察概要によれば、相続税の告発件数が2件あり、相続した現金を複数の場所に隠匿するなどして取得財産を秘匿していた相続税の無申告は脱事案の告発事例が紹介されている<sup>\*16</sup>。

<sup>\*13</sup> 国税庁「令和3事務年度における租税条約等に基づく情報交換実績の概要」(令和5年1月)2頁

<sup>\*14</sup> 前出<sup>\*13</sup>・5、7頁

<sup>\*15</sup> 国税庁「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の導入について」(平成28年7月)

<sup>\*16</sup> 国税庁「令和4年度査察の概要」4、10頁

## 2 帰属判定を巡る留意点<sup>\*17</sup>

### (1) 問題の所在

前述のとおり、相続税の課税対象は、名義の如何に関わらず被相続人の財産と認められるもの全てとなる。国税庁の説明によれば、「名義にかかわらず、被相続人が取得等のための資金を拠出していたことなどから被相続人の財産と認められるものは相続税の課税対象」であり、「被相続人が購入（新築）した不動産でまだ登記をしていないものや、被相続人の預貯金、株式、公社債、貸付信託や証券投資信託の受益証券等で家族名義や無記名のものなど」は課税財産に含める必要がある<sup>\*18</sup>。このように、被相続人の財産と認められるかどうかは、被相続人が取得等のための資金を拠出していたことなどから判断される。名義人でなく実質的な所有者に当該財産が帰属すると判断されるということに他ならないが、これは実質（帰属者）課税の原則<sup>\*19</sup>という税法の基本原理に沿った考え方である。

被相続人に帰属する財産が被相続人以外の親族（配偶者、子、孫などで、推定相続人である場合もそうでない場合もあり得る）等の名義となっている場合を一般に「名義財産」といい、また、財産の種類に応じて「名義預金」「名義株」「名義保険」

などとも呼ばれる。実質的所有という概念を用いれば、名義財産は名義人（形式的権利者）と実質的所有者（実質的権利者）とが一致しない場合である。

名義財産が生じる経緯をパターン化すれば、①実質的権利者が形式的権利者の名義で（又は名義なしで）財産を取得したか、形式的権利者に取得資金を供与して財産を取得させた場合と、②実質的権利者が自己名義で財産を取得した後に形式的権利者に名義変更を行ったものの、財産権が引き続き実質的権利者に留まっている場合とが考えられる。

名義財産において財産や取得資金を供与する方法としては贈与が多く、上記①で財産の取得資金を実質的権利者から贈与され自ら取得した場合と、上記②で実質的権利者から財産の贈与を受けた場合とがある。なお、贈与によらない場合には、形式的権利者が名義財産の存在を認識していないことも多い。

注意すべきは、贈与契約を締結して財産や資金の権利が形式的権利者に移転していると当事者が考えている場合であっても、それが課税当局・司法当局に認められず実質的権利が移転していないと判断され、その結果、被相続人の相続財産の申告漏れがあったとして相続税の追徴課税を受ける可

<sup>\*17</sup> 品川芳宣「財産の名義と実質所有者」（本誌2021年8月号）、磯貝拓邦「名義預金の税務上の問題」（本誌2021年8月号）参照

<sup>\*18</sup> 国税庁・前出\*2「相続税の申告のしかた（令和4年分用）」4頁の「Q&A家族名義の財産は？」

<sup>\*19</sup> 金子宏『租税法 第21版』（弘文堂2016年）170頁

これと対照的なものが固定資産税であり、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者が納税義務者となる（地方税法343②）。これは台帳課税主義といわれる。台帳課税主義が採用されている理由として、①固定資産の数が多いため、固定資産税の課税事務を円滑・迅速に行うためには、確定処分先立って、すべての固定資産の状況とそれに関する固定資産税の課税要件を客観的に明確にし、それを関係者の閲覧に供したう早めめに確定させる必要があること、および、②納税者に、固定資産課税台帳の縦覧を通じて、その所有する固定資産の評価が適正に行われているかどうか、またそれが他の納税者の場合と比較して公平に行われているかどうかをチェックする機会を与える必要があること、の2つの理由によるものであろうとされている。同659頁。

能性があることである\*20。

これらは究極的には財産の帰属に関する事実認定を巡る問題であるが、贈与が絡む場合には問題がより複雑化する。以下では、財産の帰属の判定一般について考察した上で、贈与による権利移転との関係にも言及する。

## (2) 財産の帰属の判定

### イ 基本的な考え方

形式的権利者に実質的権利があるか、実質的権利者が誰かは民事・刑事問わず司法の場で争われることが少なくないが、次の東京地裁\*21の判示に見られるように、裁判所は家族内で生じる名義財産の「名義」の信憑性に関してかなり達観しているように思われる。

財産の帰属の判定において、一般的には、当該財産の名義がだれであるかは重要な一要素となり得るものではある。しかしながら、我が国においては、夫が自己の財産を、自己の扶養する妻名義の預金等の形態で保有するものも珍しいことではないというのが公知の事実であるから、本件〔妻〕名義預金等の帰属の判定において、それが〔妻〕名義であることの一事をもって〔妻〕の所有であると断ずることはできない。

そこで、実質的権利の帰属の判断基準が問題となるが、前述の東京地裁は、「被相続人以外の者の名義である財産が相続開始

時において被相続人に帰属するものであったか否かは、当該財産又はその購入原資の出捐者、当該財産の管理及び運用の状況、当該財産から生ずる利益の帰属者、被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用をする者との関係、当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等を総合考慮して判断するのが相当である」\*22としている。

以下では、名義財産に関する典型的な論点が問題となった4つの裁判例を取り上げ、上記の判断基準に示された、①財産又は購入原資の出捐者、②財産の管理及び運用の状況、③財産から生じる利益の帰属者、④被相続人、財産の名義人及び財産の管理・運用者との関係、⑤財産の名義人が名義を有することとなった経緯に着目して、どのような「総合的な考慮」がされているのか、その具体的な判断過程を見ていく。

### ロ 個別の事例

#### (イ) 事例1（財産の出捐者）\*23

本件においては、妻（相続人）名義の有価証券が夫（被相続人）の相続財産に含まれるか否か（被相続人に帰属するものか否か）が問題となり、上記判断基準の①、即ち、妻名義有価証券等の取得が被相続人の出捐によるものか、それとも、被相続人からその娘（原告）に支払われた給与を原資として形成されたものか（娘の出捐によるものか）が争われた。なお、これらの出捐に関する問題を検討

\*20 なお、名義財産の問題ではないが、贈与による権利移転の時期の判断も重要な点であり、例えば、相続開始前7年以内の贈与加算（相法19）の該否などに影響する。

\*21 東京地判H20.10.17 税資258号順号11053

\*22 前出\*21。前出\*23の東京地判H30.4.24 税資268号順号13148も同旨。ただ、このような判断基準を示すことなく、肅々と事実認定が進められる場合が多いようである。

\*23 東京地判H30.4.24 税資268号順号13148

する前提として、被相続人及びその家族の資産がどのように管理されてきたのかについても検討された。裁判所の判断は**図表6**のとおりである。

その判断過程から分かるように、被相続人の財産は、家計における経済活動（収入による財貨の流入と消費等による財貨の流出）を通じて形成され、また、その経済活動は預金口座等の入出金の形

で明瞭に記録されているため、それを丁寧に追跡することで財産の出捐者が誰かは自ずと明らかになる。

これによれば、例えば、自ら収入を得ることのない専業主婦が、家計をやりくりしてへそくりを貯めたとしても妻の固有の財産ではなく夫の相続財産とされることとなる。

図表6 事例1

- ・ 被相続人の一家の収入は、主として、同人の事務所で営まれていた税理士業の収入により成っていたものであり、被相続人はその収入により得られた資産の管理及び運用を、娘への青色事業専従者給与として支払われた分も含めて、自ら又はその意を受けた妻を通じて行っていた。
- ・ 被相続人は、一家の資産の管理及び運用のために、被相続人、妻、息子（訴外）及び娘の各名義で預金口座を開設するとともに、これらの名義で有価証券取引の口座を開設して、これらの預金口座相互間及び預金口座と証券口座との間で頻繁かつ複雑な資金のやり取りをしながら、証券取引等を通じた資産の形成を行ってきた。妻名義有価証券等の取引が行われた証券口座もまた、このような中で開設されたものであり、被相続人による一家の資産の管理及び運用のために妻の名義を利用したものであった。
- ・ 妻名義の口座で管理されていた有価証券等（総額約1億5千万円）の購入の原資として、妻名義証券口座又は妻名義預金口座に、被相続人名義預金口座及び被相続人の資産と推認される息子名義預金口座からその大半を占める資金が流入しているほか、妻名義の保険金や配当金の収入についても、その相当部分が被相続人の資産により形成されたものと推認できることから、上記購入の原資となった約1億円についてはその全部が被相続人に帰属するものであったと推認することができる。娘名義預金口座からは、妻名義有価証券等の購入の原資となるような資金流入は認められない。
- ・ 娘が被相続人から受けた給与及びその運用により得られた収益については、既に娘名義の資産として形成されているものと認められ、このほかに、妻名義有価証券等の購入の原資となるような資産を娘が有していたとは認め難い。
- ・ これらに照らせば、妻名義有価証券等は、その全部が被相続人に帰属する（相続財産に含まれる。）ものと認められる。

(ロ) 事例2（生前贈与後の管理・運用）<sup>\*24</sup>

本件においては、被相続人の妻（相続人）名義の預金・有価証券について、被相続人が出捐して口座を作成した後に、妻に生前贈与され、その後は妻が管理・運営を行っている場合に、相続開始時において妻に実質的権利があったかどうかの問題となった。裁判所の判断は**図表7**のとおりである。

前述の①から⑤の要件に照らせば、

- ① 被相続人が出捐した
- ② 妻が管理・運用を行っている
- ③ 妻が財産の利益を取得した
- ④ 名義人・管理運用者は被相続人の妻である（妻が夫の財産を管理するのは不自然ではない）
- ⑤ 妻に生前贈与されたと認められない

\*24 前出\*21

家計は家族（特に夫婦）で一体的に営まれ、民法上、夫婦間における財産の帰属は固有財産を除き、共有財産とされる<sup>\*25</sup>ため、夫婦間で贈与により権利が移転したと法的に判断されるためには、厳格な法律行為が必要であると考えられる。

本件では、贈与契約書を作成する等の手続を行った不動産とそうでない金融資

産とで生前贈与の有無について異なる判断が下され、結局金融資産の生前贈与は認定されなかった。このように見てくると、①～⑤の判断基準の中でも、とりわけ、①の出捐者と⑤の権利の移転（経緯）が重視されていると考えざるを得ない。

## 図表7 事例2

- ・ 妻は、①妻名義預金等について、取引に係る書類の記入や実際の手続をしていた、②被相続人が入院した後においても妻名義有価証券の妻名義の取引口座において従前と同様に証券取引を行っていた、③証券会社担当者は、同口座に係る証券取引の説明をする際、専ら妻に対して説明をしており、被相続人が入院した後は、妻に対してのみ取引の説明をしていた。したがって、妻は、妻名義預金等を自ら管理及び運用していた。
- ・ しかし、妻は、被相続人名義の有価証券及び預金についても主導的な立場で管理及び運用をしており、一般に、財産の帰属の判定において、財産の管理及び運用をだれがしていたかということは重要な一要素となり得るものではあるけれども、夫婦間においては、妻が夫の財産について管理及び運用をすることがさほど不自然であるということではできないから、これを殊更重視することはできない。
- ・ 妻が被相続人名義で被相続人に帰属する有価証券及び預金の管理及び運用もしていたことを併せ考慮すると、妻が妻名義預金等の管理及び運用をしていたということが、妻名義預金等が被相続人ではなく妻に帰属するものであったことを示す決定的な要素であるということではできない。
- ・ 被相続人から妻への生前贈与については、被相続人が、自分が死んだ後に妻が金銭的な面で不自由をしないように、自己に帰属する財産を妻名義にしておこうと考えたとしても、あながち不自然ではなく、また、実際に生前贈与をした土地建物の持分については贈与契約書を作成し、妻が税務署長に同贈与によって納付すべき贈与税はない旨の申告書を提出していたのと異なり、妻名義預金等についてはそのような手続を何ら採っていないことも考慮すると、被相続人がその原資に係る財産を妻に対して生前贈与したものと認められない。
- ・ 妻が妻名義預金等を解約して他の用途に使用するなどしたという事情はうかがわれないことも併せ考慮すると、妻名義預金に係る利息が妻名義の普通預金口座（妻に帰属）に入金されており、妻名義預金等から生ずる収益の一部は妻が取得していたということができるとしても、妻名義預金等自体については、なお被相続人に帰属する財産であったと認められる。

(ハ) 事例3（管理・運用、口座引出で生じた不当利得）<sup>\*26</sup>

本件においては、相続開始前に子（相続人）が被相続人の預貯金口座から多額の出金を行った場合に被相続人に帰属する財産が何であるかが問題となった。裁判所の判断は図表8のとおりである。

相続人が相続開始前に被相続人に帰属する名義預金から引き出して自己の預金口座に預け入れて自分の管理下に置いた場合、それにより自己の預金口座が名義預金とされることはなくなるものの、相続人が不当利得を得たものとして、被相続人に返還請求権が生じそれが相続財産

<sup>\*25</sup> 民法762条（夫婦間における財産の帰属）

① 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）とする。

② 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する。

<sup>\*26</sup> 東京地判H30.1.19 税資268号順号13114

を構成することとされるほか、重加算税が賦課される可能性が高いので留意が必要である。

本事例のように、相続開始の数カ月ないし1年以上前から、被相続人に帰属する預金口座からまとまった現金が累次にわたって引き出され、一部は施設費や治療費等の被相続人に係る費用に充てられているものの、残金との差額の使途が明

らかでない場合が少なくない。使途を十分に説明できない差額については保守的に相続財産として申告しておくことが望ましい。

なお、相続税申告に当たり、税務調査で指摘されることを念頭に、相続開始前数年分の預金異動の分析を行い、不明出金の使途を明らかにしておく作業が不可欠であろう。

図表 8 事例 3

- ・ ①本件預貯金口座はいずれも被相続人名義であること、②本件預貯金口座には、被相続人の配偶者を被相続人とする相続（一次相続）により被相続人が取得した財産のほか、被相続人固有の財産である同人の恩給や年金が入金されていること、③本件預貯金口座には、一次相続以降、被相続人名義の国債の償還、小切手の発行等に係る入金又は出金があり、また、これらの口座の預貯金の利息は当該口座に入金されていること、④被相続人は、入退院を繰り返すようになるまで、被相続人名義の本件各預貯金口座の通帳及びキャッシュカードを自ら管理し、かつ、その保管場所は被相続人の配偶者名義の通帳とは区分されていたのであることから、以上の事実を総合すれば、被相続人について開始した相続の開始時点における本件預貯金口座の預金者ないし貯金者は被相続人であり、これらの口座に係る預貯金は被相続人に帰属し、相続財産と認めるのが相当である。
- ・ ①子は、本件預貯金口座に係る預貯金は被相続人の相続財産として申告をする必要があるが、被相続人の相続が開始するまでにこれらの口座から現金を引き出し、被相続人の預貯金残高を減少させて相続税の申告をすることにより、子が納付義務を負う相続税の額を少なくしようと考え、被相続人から贈与を受けることなく、被相続人について開始した相続開始前に、預貯金口座から、現金合計約5,000万円を出金したこと、②子は、相続開始前に、上記約5,000万円のうち300万円を、被相続人の医療費、短期入所生活介護（ショートステイ）の費用、日々の生活費及び交通費として費消し、その余の現金のうち約1,000万円を、子名義の預金口座に入金したこと、③子は、本件相続開始時点で、上記約5,000万円のうち費消及び入金に使用しなかった約3,800万円の現金を自宅の金庫内で保管していたことによれば、本件相続開始時点で、被相続人は、子に対し、子がこれらの口座から出金して子名義の預金口座に入金した約1,000万円の不当利得に基づく返還請求権を有していたことが認められ、また、子がこれらの口座から出金して自宅の金庫内で保管していた約3,800万円の現金は被相続人に帰属していたと認められ、本件現金約3,800万円及び本件返還請求権約1,000万円は、いずれも被相続人の相続財産であると認められる。
- ・ 子は、外形的に現金及び返還請求権が被相続人に帰属する財産であることが判明しにくい状態を作出したのであるから、これらの一連の行為は、故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の一部を隠す行為であるというべきであり、したがって、国税通則法68条1項所定の「隠蔽」に該当する行為であると認められる。子は、上記の状態を利用して、本件現金及び本件返還請求権を亡乙の相続財産として記載せずに本件申告書を提出したのであるから、上記の「隠蔽」をしたところに基づき本件申告書を提出したと認められる。本件重加算税賦課決定処分は、国税通則法68条1項が規定する重加算税の賦課要件を欠く違法はない。

(二) 事例 4 (口座引出で生じた不当利得) <sup>\*27</sup>

本件も事例 3 と同様の事例であり、子

(相続人) が父 (被相続人) に帰属する名義預金を引き出した事例である。裁判所の判断は図表 9 のとおりである。

\*27 大阪地判H27.3.13 税資265号順号12626

なお、民法は不当利得に関して次のように定め、悪意の受益者に対する利息請求権を認めている。

(不当利得の返還義務)

第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下「受益者」という。）は、その利益の存

する限度において、これを返還する義務を負う。

(悪意の受益者の返還義務等)

第704条 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

図表9 事例4

- ・ 本件子名義預金に係る預金口座は被相続人に帰属すると認められるところ、子は、平成17年10月から平成18年12月までの間、同預金口座から合計約2億8,000万円を出金し、これを自己の投資信託等の購入や国外の親族に対する送金に当て、同額の利益を得たものである。そして、被相続人は、平成17年7月に入院して以降、会話も筆談もできない状態となっており、財産の処分について具体的な意思表示をすることができなかったものと認められるから、子による上記各出金は、いずれも被相続人に無断で行われたものと認めることができる。そうすると、子は、法律上の原因なく上記金額の利得を受け、その反面、被相続人は同額の損失を被ったものといえ、かつ、子は、上記のとおり法律上の原因がないことにつき悪意であったというべきである。
- ・ よって、被相続人は、本件相続の開始時において、子に対し、上記金額の不当利得返還請求権及びこれに対する民法所定の年5分の割合による利息請求権を有していたと認められる。

## 八 小括

上記④～⑤の判断基準及び裁判例での判断過程を踏まえれば、生前対策や相続税申告においては次の点に留意する必要がある。

第1に、被相続人の名義財産とされないためには、被相続人から名義人に対して完全な権利移転を行うことが必要である。被相続人と名義人が家族、とりわけ夫婦である場合には、被相続人、名義人及び管理・運用者との関係（上記④）についてネガティブに評価されることが避けられないため、出捐、管理・運用、派生利益が名実ともに名義人において行われるように、契約、資金出入れ、書類・通帳・印鑑等の保管、関連する手続（所得税申告、固定資産税の支払いなど）を行うことが必要である。

もとより生前対策を行おうとする時点で

被相続人の出捐（上記④）が既に完了している場合も多いであろう。その場合には、名義人に対して公然かつ明白な権利移転を行う手続が必要となる。登記・登録を要するものは確実に実行した上で、贈与税申告が必要となる場合にはそれを行っておくことも重要となる。争訟になった場合の贈与事実の立証責任は納税者が負うことにも留意が必要である。なお、共同で出捐された財産がある場合には、出捐者ごとの資金の原資を確認した上で適正な按分となっているかの確認が重要となる。

第2に、第1で述べたような権利移転が行われていない財産については、被相続人に帰属するものとして相続財産に含める必要がある。その際、事例3・4のように、相続人による無断での口座引出等が行われ

ている場合には、不当利得返還請求権（悪意の場合には更に利息請求権）が相続財産となることに留意する必要がある。

### (3) 贈与による権利移転

#### イ 基本的な考え方

上記(2)のとおり、贈与された財産について、名義人への実質的権利の移転が行われておらず相続財産を構成するとして否認されるケースが多いが、その一方、名義変更により贈与を認定され贈与税が課されるケースも少なくない。このため、贈与についての考え方をよく理解しておく必要がある。

贈与について民法は次のとおり定めている。

#### (贈与)

第549条 贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

#### (書面によらない贈与の解除)

第550条 書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

贈与の効力として、贈与者は約束した財産権を相手方に移転する義務を負う。その内容は、引渡し（動産）、登記（不動産）、譲渡の通知（債権）など対抗要件の具備への協力を行う義務などである。

税務上、贈与により取得した財産は贈与税の課税財産となり（相法2の2）、贈与による財産の取得の時に贈与税の納税義務が成立する（通法15②五）。相続税との関係では、相続開始前に贈与された財産は権利移転により相続財産でなくなるとともに、贈与税の課税財産となる。但し、相続開始前7年<sup>\*28</sup>以内に相続人が被相続人から贈与を受けた一定の財産は相続財産に加算され、当該財産に課された贈与税は控除される（相法19①）。

相続されるべき財産から贈与された場合、当該財産に係る権利が移転していなければ相続財産に留まるため、財産移転時期を巡って、とりわけ、履行終了部分を除いて贈与の解除が可能となる「書面によらない贈与」の場合に問題となる。判例<sup>\*29</sup>は財産移転時期を支配管理移転時と解している<sup>\*30</sup>。

贈与税は、贈与によって受贈者の取得した経済的利益に担税力を認めて課税するものであるところ、書面によらない贈与は、契約成立の時点で一応所有権が移転するとはいえ、履行の終わった部分を除き、各当事者がいつでも撤回することができる（民550）から、契約成立の時点で経済的利益が確定的に移転したとみるのは現実的とはいえず、このような書面によらない贈与の性質に照らすと、通法15②五にいう「贈与による財産の取得の時」とは、書面によらない贈与の場合においては、贈与の履行が終了して経

<sup>\*28</sup> 令和5年度税制改正で加算対象が3年以内から7年以内に延長されたが、経過措置が設けられており、7年フルに遡って加算されるのは令和13年1月1日以後に相続又は遺贈により財産を取得する場合からとなる。

<sup>\*29</sup> 札幌地判H26.7.30 税資264号順号12512

<sup>\*30</sup> 東京地判H18.12.5 税資256号順号10595は以下のとおり履行終了時とするが、両説の間に実質的な差はないであろう。「書面による贈与については、契約の効力の発生した時点をもって財産の取得の時と解するのが相当であるが、書面によらない贈与については、契約成立の時点で一応所有権が移転するとはいえ、履行の終わった部分を除き、各当事者が撤回することができることからすると（民550）、このような時点で経済的利益が確定的に移転したとみるのは現実的とはいえないから、履行の終了の時点をもって贈与税課税の対象となる財産の取得の時と解するのが相当である。」



済的利益の移転が確定的になった時、すなわち、贈与を受けた者が当該財産を自己の財産として現実に支配管理し自由に処分することができる状態に至った時をいうと解するべきである。

贈与による権利移転は、財産に対する現実の支配管理が贈与者から受贈者に移転しているかどうかによって判断され、先に見た相続財産の帰属と同様に実質的権利の所在が重視される。

### □ 国税庁における取扱い

贈与の時期について、相続税法基本通達（以下「相基通」）は次のように定めている。

（財産取得の時期の原則）

1の3・1の4共-8

相続若しくは遺贈又は贈与による財産取得の時期は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 贈与の場合 書面によるものについてはその契約の効力の発生した時、書面によらないものについてはその履行の時

また、名義変更があった場合の贈与について、相基通は次のように規定している。

（財産の名義変更があった場合）

9-9

不動産、株式等の名義の変更があった場合において対価の授受が行われていないとき又は他の者の名義で新たに不動産、株式等を取得した場合においては、これらの行為は、原則として贈与として取り扱うものとする。

この通達の「趣旨」について国税庁担当官は次のように説明している<sup>\*31</sup>。

贈与とは、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与えるという意思表示をし、相手方がこれを受諾することによって成立する契約をいう（民法549）が、贈与は、他人間で行われることは稀であり、一般には、夫と妻、親と子、祖父母と孫といったような親族間で行われることが多いから、贈与事実の認定は困難を伴うことが多い。例えば、外観は贈与でも、その実質は贈与でない場合があり、また、その逆の場合もある。仮に、この贈与事実の確認をしないで、納税者において、贈与を認めたものだけについて贈与税を課税し、贈与を認めないものに対しては贈与税の課税を行わないこととすれば、税負担の公平が著しく損なわれることになる。

贈与税においても実質課税の原則を否定するものではないので、贈与税の課税に当たっては、贈与の事実を確認し、その実質を見極める必要がある。一般的には、財産は名義人がその真実の所有者であり、つまり、外観と実質が一致するのが通常である。しかも、贈与が通常親族間で行われることが多いことからその事実認定の困難なことを考慮すると、その実質が贈与でないという反証が特になし限り、一般的には、外観によって贈与事実を認定せざるを得ない。そうでないと、相続に際し、外観が実質であると主張されると、贈与税も相続税も課税できないという事態になるおそれがあるからである。

名義変更がされた財産については、外観

\*31 大野隆太「相続税法基本通達逐条解説」（大蔵財務協会2018年）171頁

と実質が一致するとして贈与が認定される場合と、支配管理が移転していない名義財産（相続財産）と認定される場合とがあることになる。

## ハ 個別の事例

### (イ) 事例5（支配管理し自由に処分できる状態か）<sup>\*32</sup>

本件は、親（被相続人）が子（相続人・原告）の名義で開設した預金等について、子に対する書面によらない贈与が行われたが、支配管理が移転したのはそ

の後であり、移転時期に応じて、一部は生前贈与として贈与税が課され、残りは相続財産として相続税が課された事例である。

子は贈与契約が成立した時か証書等が引き渡された時に移転されたと主張したが、国は、子が預金等を解約して自己名義で開設した口座等に入金した時に移転されたと主張した。裁判所の判断は図表10のとおりである。

図表10 事例5

- ・ 国が、子が贈与によりA信用金庫預金を取得したと主張する平成18年8月15日より前においては、A信用金庫預金の届出印鑑は被相続人が自宅において使用し、保管していたものであり、子が自ら取引を行っていた金融機関への届出印鑑とは異なるものであったこと、A信用金庫預金の届出住所は子と同居していない被相続人の住所であったこと、被相続人がA信用金庫預金につき書換え等の手続きを行ったことからすれば、A信用金庫預金を現実に支配管理していたのは被相続人であり、子はこれを自由に処分することはできなかつたというべきである。子は、平成18年8月15日に同預金を解約し、解約払戻金に別資金を合わせた子名義の定期預金を新たに設定した上で、A信用金庫支店の子名義の預金に係る届出印鑑を子が自ら使用し、保管している印鑑に、届出住所を同日における子の住所に変更したのであるから、同時点で、A信用金庫預金を自己の財産として現実に支配管理し自由に処分することができる状態に至つたというべきであるため、子は、平成18年8月15日にA信用金庫預金を贈与により取得したと認められる。
- ・ 被相続人が死亡した平成20年7月21日（本件相続開始時）の時点で、相続人である子名義のB銀行預金の届出印鑑は被相続人が自宅において使用し、保管していたものであり、子が自ら取引を行っていた金融機関への届出印鑑とは異なるものであったこと、B銀行預金の届出住所は子と同居していない被相続人の住所であったこと、被相続人がB銀行預金につき諸手続を行ったことからすれば、本件相続開始時において、B銀行預金について管理及び運用をしていたのは被相続人であったというべきであり（これに対して、子は、B銀行預金は生前贈与によって取得していたと主張するが、信用できない。）、したがって、B銀行預金は、被相続人が生前に子に贈与したものと認められず、本件相続開始時において被相続人に帰属し、相続財産であったと認められる。

### (ロ) 事例6（贈与の履行時期）<sup>\*33</sup>

本件は、伯父（平成16年死亡）から被相続人（平成9年死亡）に贈与（昭和53年）された土地について、被相続人の子（甥姪）から伯父に対する移転登記請求訴訟（別件訴訟）で勝訴した（平成12年

判決確定）後、甥姪が所有権移転登記を行った（平成13年）ところ、その時点での贈与が認定され贈与税が課された事例である。裁判所の判断は図表11のとおりである。

\*32 前出\*29

\*33 前出\*30

図表11 事例6

- ・ 遺産（土地）贈与協議書によって本件土地の贈与がされたと認めることはできないものの、本件土地については、最終的に、別件判決に基づき、伯父から甥姪への所有権移転登記がなされており、伯父やその遺族が甥姪の所有権取得を争っている節は窺えないのであるから、現段階においては、本件土地の所有権が伯父から甥姪に移転していることになる。
- ・ 甥姪に対する所有権移転登記は、別件訴訟における変更後の請求原因事実によって示された甥姪の伯父に対する本件土地の無償による所有権移転要求に対し、伯父が抗争を断念することによって実現したものというべきであって、これを法的に整理するならば、別件訴訟における請求原因事実の変更から甥姪に対する所有権移転登記までの間に、甥姪と伯父との間で黙示の贈与契約が成立したものである。
- ・ この贈与契約は、書面によるものではないから、贈与税の課税対象となる財産移転の時期は、贈与契約の履行の時となるところ、不動産の贈与契約の履行としては、不動産の引渡しと所有権移転登記とがあるが、本件土地は居宅等を取得した甥姪が直接占有しており、伯父と甥姪との間で簡易の引渡しを含め何らかの引渡しがなされた具体的事実は窺えないから、平成13年2月16日の本件移転登記が伯父と甥姪との間の贈与契約の履行にあたる。

## 二 小括

事例5のように親が子の名義で預金等を開設する借名預金の例は多い。養育資金の確保やペイオフ対策など様々な理由があるが、子に権利移転する場合には、証書・印鑑等の引渡しにとどまらず、書面による贈与契約の締結を行うほか、子においても入出金・契約変更など記録に残る積極的な財務活動を行うことが有力なエビデンスとなる。

また、事例6のように、贈与契約が締結されていてもその履行が終了していなければ権利移転が行われたとはされないため、引渡しや登記等の履行を行う必要があることに留意が必要である。

相続財産となるべき財産の相続人への贈与については、その時期により課税関係が異なる。税制改正前は、相続開始前贈与については、相続財産への加算対象期間（3年）より前であれば相続税の課税対象とならず、贈与税の更正の期間制限（6年）より前であれば贈与税も課されなかった。しかし、令和5年度改正後、相続財産への加

算期間が7年と長くなることから、贈与による相続対策は、相続時精算課税制度の利用も含め、長期的観点から計画することが必要となる。

### (4) その他の財産別留意点

#### イ 預金等

預金債権の帰属の認定に当たっては、その名義が重要な考慮要素となることはいうまでもないが、親族間等においては、他人名義での口座開設等がされることもままあることからすれば、口座開設の経緯、原資の出捐や管理運用による利得収受の状況、名義人と原資出捐者や利得者との関係等を総合考慮して判断する必要があるとされる<sup>\*34</sup>。

#### ロ 土地・建物等

##### (イ) 基本的考え方

不動産については、不動産登記簿に所有者として登記されている者が所有者であると事実上推定すべきであるが（最高裁昭和34年1月8日第1小法廷判決）、当該不動産の取得の経緯、取得原資の出

\*34 前出\*27

捐や使用収益の状況、登記名義人と取得原資出捐者や使用収益者との関係等を総合考慮して、登記名義人以外の者に帰属するといふべき特段の事情があると認められる場合には、その者を当該不動産の所有者と認定するのが相当であるとされる<sup>\*35</sup>。

なお、不動産の売買契約中の相続の場合において、売主の相続財産は土地でなく残代金請求権であり<sup>\*36</sup>、また、買主の

相続財産は土地でなく所有権移転請求権等の債権的権利である<sup>\*37</sup>とする最高裁判決があるため、注意が必要である。

(ロ) 事例7（土地登記と異なる認定）<sup>\*38</sup>

本件は、父（被相続人）から子（相続人）に対する所有権移転登記がなされている不動産について名義財産に当たるとされた事例である。裁判所の判断は図表12のとおりである。

図表12 事例7

・ 本件不動産については、平成9年3月〇日付けで子を所有者とする所有権移転登記がされているものの、その競落のための手続は、被相続人の指示により、被相続人が事業主体であった貸金業者の従業員が行い、その取得原資も被相続人が拠出している上、被相続人が、子に相談することなく貸金業者の事務所として使用していたのであって、被相続人が、同不動産について、固定資産税を負担し、所得税の申告に当たって減価償却費を計上していたこと、子が、本件不動産について子名義で所有権移転登記がされたことを当該従業員から事後的に知らされたのみであり、被相続人から贈与の申込みを直接受けておらず、受諾の意思表示もしていないものと認められること等をも考慮すれば、本件不動産を実質的に取得したのは被相続人であったと認めるのが相当である。そして、その後、被相続人が同不動産を子その他の者に譲渡したことをうかがわせる事情は認められない。

・ 本件不動産については、不動産登記簿に所有者として登記されている子ではなく、被相続人に帰属するといふべき特段の事情があると認められ、被相続人を本件相続の開始時における所有者と認定すべきである。

## ハ 有価証券

### (イ) 基本的考え方

株式の帰属の認定に当たっては、その名義が重要な考慮要素となることはいうまでもないが、親族間等においては、他人名義での株式取得等がされることもままあることからすれば、取得の経緯、原資の出捐や管理運用による利得収受の状

況、名義人と原資出捐者や利得者との関係等を総合考慮して判断する必要があるとされる<sup>\*39</sup>。

(ロ) 事例8（株式名義と異なる認定）<sup>\*40</sup>

本件は、子（相続人）名義で取得された株式が父（被相続人）の名義株であるとされた事例である。裁判所の判断は図表13のとおりである。

\*35 前出\*27

\*36 最判S61.12.5 訟月33巻8号2149頁。なお、金子・前出\*19・599頁は相続財産を土地と解すべきだとしている。

\*37 最判S61.12.5 判タ631号119頁

\*38 前出\*27

\*39 前出\*27

\*40 前出\*27

図表13 事例8

・ 本件株式は、子名義の証券総合取引口座を利用して取得され、子名義とされているが、被相続人に帰属していたと認められる本件名義口座（銀行）から出金された資金が取得原資になっているのであり、その購入手続は被相続人の指示により子が行っていること、上記証券総合取引口座も被相続人の指示により開設されたものであること等に照らすと、被相続人に帰属すると認めるのが相当である。

### 3 要件判定を巡る留意点

#### (1) 生命保険等

##### イ 生命保険金

被相続人の死亡により相続人その他の者が、被相続人が保険料を負担していた生命保険金等を取得した場合には、これらの保険金の受取人が取得した保険金のうち被相続人負担分（被相続人が負担した保険料の金額のその契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分）が相続又は遺贈によるものとみなされる（相法3①一）。相続人が取得した保険金のうち非課税限度額（500万円×法定相続人の数）までの金額は課税対象とならないが、相続人以外の方が取得した死亡保険金には非課税の適用がないことに留意する必要がある（相法12①五）。

なお、この保険金には、保険契約に基づき分配を受ける剰余金、割戻しを受ける割戻金及び払戻しを受ける前納保険料の額で、当該保険契約に基づき保険金とともに当該保険契約に係る保険金受取人が取得するものが含まれる（相基通3-8）。

また、「保険金受取人」とは、保険契約上の保険金受取人（その保険契約に係る保険約款等の規定に基づいて保険事故の発生により保険金を受け取る権利を有する者）をいうが、保険契約上の保険金受取人以外の者が現実に保険金を取得している場合に

において、保険金受取人の変更の手続がなされていなかったことにつきやむを得ない事情があると認められる場合など、現実に保険金を取得した者がその保険金を取得することについて相当な理由があると認められるときは、その者が保険金受取人とされる（相基通3-11、3-12）。

##### ロ 生命保険契約に関する権利

相続開始の時にまだ保険事故が発生していない生命保険契約で、被相続人が保険料の全部又は一部を負担し、かつ、被相続人以外の者がその生命保険契約の契約者であるものがある場合には、その生命保険契約の契約者について、その生命保険契約に関する権利のうち被相続人負担分（被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分）を、その契約者が相続又は遺贈により取得したものとみなされるが（相法3①三）、いわゆる掛捨て保険は除かれる。これについては、上記イのような非課税措置がないことに留意する必要がある。

また、当該権利の評価額は、相続開始の時において当該契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該

金額を減算した金額)である(財産評価基本通達(以下「評基通」という。)214)。

相続開始時に保険事故が発生していないために保険金が支払われず、また、被相続人が保険契約者でないことから、気付かずに申告漏れとなるケースが多く、留意する必要がある<sup>\*41</sup>。

## (2) 退職手当金・弔慰金等

### イ 退職手当金

被相続人の死亡により相続人その他の者がその被相続人に支給されるべきであった退職手当金等(退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与)で被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものの支給を受けた場合においては、その者が相続又は遺贈により取得したものとみなされる(相法3①二)。相続人が取得した退職手当金等のうち非課税限度額(500万円×法定相続人の数)までの金額は課税対象とならないが、相続人以外の方が取得した退職手当金等には非課税の適用がないことに留意する必要がある(相法12①六)。

なお、最高裁は、退職手当金の範囲について、次のとおり判示している<sup>\*42</sup>。

旧相続税法4条1項4号に該当するというためには、……実質上、相続によって財産を取得したのと同視すべき関係にあるという以上、被相続人の死亡による相続開始の際、その支給額はたとえ未確定であるにせよ、少なくとも退職金の支

給されること自体は、退職手当金支給規定その他明示または黙示の契約等により、当然に予定された場合であることを要するものというべく、また、所得税としてではなく相続税としての課税を期待するものである以上、相続税として課税可能な期間内に支給額が確定する場合でなければならぬのは当然である(……改正後の相続税法3条1項2号において、相続により取得したものとみなされる退職手当金等は、「被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものに限る。」とするのも、被相続人の死亡による相続開始の際、退職手当金等の支給が当然に予定され、また、その支給額がその後3年以内に確定したものにかぎり、相続財産とみなされるとの趣旨にほかならない)。

### ロ 弔慰金等

労働者災害補償保険法等の法令の規定により遺族が受ける弔慰金等については、相法3条第1項第2号に規定する退職手当金等に該当しない(相基通3-23)。

それ以外の弔慰金等について、相基通は次のとおり定めている。

#### (弔慰金等の取扱い)

3-20 被相続人の死亡により相続人その他の者が受ける弔慰金、花輪代、葬祭料等(以下「弔慰金等」という。)については、3-18《退職手当金等の取扱い》及び3-19《退職手当金等の判定》に該当すると認められるものを除き、次に掲げる金額を弔慰金等に相

<sup>\*41</sup> 生命保険に関しては、贈与税(みなし贈与)についても留意が必要であり、とりわけ所得税と贈与税で更正の期間制限が異なる点に気を付ける必要がある。親が保険料を負担し子が受取人となっていた場合に、子が受け取った生命保険満期金について所得税申告を行っていたところ、贈与税の調査においてみなし贈与であると指摘を受け、贈与税課税を受ける(修正申告等を行う)場合がある。贈与税の更正の期間制限が法定申告期限から6年であるのに対し、所得税の更正請求ができるのは5年である。贈与税の課税時点が所得税の更正請求期限間際であると、更正請求の期限をうっかり徒過するなどにより更正請求ができなくなってしまう可能性がある。

<sup>\*42</sup> 最判S47.12.26 民集26巻10号2013頁

当する金額として取り扱い、当該金額を超える部分の金額があるときは、そのを超える部分に相当する金額は退職手当金等に該当するものとして取り扱うものとする。

- (1) 被相続人の死亡が業務上の死亡であるときは、その雇用主等から受ける弔慰金等のうち、当該被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与（俸給、給料、賃金、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務地手当等の合計額をいう。以下同じ。）の3年分（遺族の受ける弔慰金等の合計額のうち3-23に掲げるものからなる部分の金額が3年分を超えるときはその金額）に相当する金額
- (2) 被相続人の死亡が業務上の死亡でないときは、その雇用主等から受ける弔慰金等のうち、当該被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与の半年分（遺族の受ける弔慰金等の合計額のうち3-23に掲げるものからなる部分の金額が半年分を超えるときはその金額）に相当する金額

### (3) 小規模宅地等の特例

#### イ 制度の概要

個人事業者等の事業の用又は居住の用に供する宅地等については、それが相続人等の生活基盤の維持に不可欠なものであって、その処分に相当の制約を受けることを踏まえ、担税力の減少に配慮してこれらの宅地等に係る課税価格に算入すべき価額の計算について特例が設けられている（中小企業の円滑な事業承継にも資する。）。

相続財産のうちに、相続開始の直前ににおいて被相続人若しくは被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（以下「被相続

人等」という。）の事業の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。）又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等（以下「特例対象宅地等」という。）がある場合には、特例対象宅地等のうち、個人が取得した特例対象宅地等又はその一部でこの規定の適用を受けるものとして選択したもの（以下「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合の選択特例対象宅地等（以下「小規模宅地等」という。）に限り、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、その一定割合が減額される（措法69の4）。

選択特例対象宅地等の区分は次のとおりであり、**図表14**に区分ごとの限度面積及び減額割合を示した。

- ① 特定事業用宅地等（被相続人等の事業（不動産貸付業、駐車場業等を除く。）の用に供されていた宅地等で一定の要件を満たすもの）
- ② 特定居住用宅地等（被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で一定の要件を満たすもの）
- ③ 特定同族会社事業用宅地等（相続開始の直前に被相続人及びその特別関係者が有する株式の総数等が法人の発行済株式の総数等の10分の5を超える法人の事業の用に供されていた宅地等で一定の要件を満たすもの）
- ④ 貸付事業用宅地等（被相続人等の事業（不動産貸付業、駐車場業等に限る。）の用に供されていた宅地等で一定の要件を満たすもの）

それぞれに詳細な要件が定められており、要件を充足しているかどうかは税務

調査において論点となる場合もあり、留意が必要である。下記5(1)も参照されたい。

図表14 小規模宅地等の特例に係る限度面積及び宅地等の価額を減額する割合

区 分		限度面積	割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	①特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	②特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	③貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	④特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%

(注) 限度面積は、特例を適用する宅地等に③が含まれるか否かに応じ以下のとおりとなる。

- ・ ③が含まれない場合 (①+②) ≤ 400㎡、④ ≤ 330㎡ (合計730㎡まで)
- ・ ③が含まれる場合 (①+②) × 200/400 + ④ × 200/330 + ③ ≤ 200㎡

#### □ 事例9 (生計を一にするかどうか) \*43

本件は、被相続人(伯父、養父、成年被後見人)の所有土地の上に相続人(甥、養子、成年被後見人)が建物を所有して大工業

を営んでおり、相続により取得した当該土地が小規模宅地等に該当するとして申告した事例である。裁判所の判断は図表15のとおりである。

図表15 事例9

<p>・ 本件特例の趣旨に照らすと、「生計を一にしていた」との要件は、当該土地を利用してなされる事業の収益によって被相続人と相続人(親族)の生活基盤が維持されるなど、社会通念に照らして、被相続人と相続人(親族)が日常生活の糧を共通にしていた事実を要するものと解するのが相当である。</p> <p>・ 後見の開始から相続の開始までの間において、被相続人の食費、光熱費、その他日常の生活に係る費用に係る支出は、出納帳及び被相続人名義の口座で管理されており、出納帳により管理されていた現金は、被相続人の収入及び同人が亡夫から相続した預金が入金された被相続人名義の口座又は同口座の預金を原資とする被相続人名義の口座などからのものであるところ、被相続人名義の口座に相続人との間での出入金は見当たらず、出納帳で管理されていた現金に相続人から拠出された現金があることもうかがわれない。また、相続人は、大工業を営んでいて、相応の収入があり、被相続人から経済的な援助を受けていたことはうかがわれない。さらに、相続人と被相続人は、それぞれの自宅で生活していて、同居していたわけではなく、相続人は、平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告において、被相続人を扶養親族としていなかったものである。</p> <p>これらの事実からすれば、相続人と被相続人とは、居住費、食費、光熱費、その他日常の生活に係る費用の全部又は主要な部分を共通にしていた関係にはなく、日常生活の糧を共通にしていたとはいえず、「生計を一にしていた」とは認められないものというべきである。</p>
--

## 4 財産評価を巡る留意点

### (1) 土地等及び株式等

不動産、特に土地の評価方法は複雑であ

り、評基通に規定する方法を巡って様々な問題があり、また、株式等についても同様で、とりわけ取引相場のない株式の評価を巡って様々な問題があるが、「はじめに」

\*43 横浜地判R 2.12.2 税資270号順号13489



で述べたとおり、本稿ではこれ以上触れない。

ただ、いずれにおいても、評基通に基づく評価額が時価を大幅に下回るような過度な節税が行われた場合には、評基通に規定する方法以外の方法で国税当局が評価を行うことができる総則6項の適用の可能性があることに十分留意する必要がある<sup>\*44</sup>。

(この通達の定めにより難しい場合の評価)

6 この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の評価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

## (2) 貸付金債権

### イ 評価方法

評基通204及び205は、貸付金債権の評価方法及び回収不能等の場合の元本の価額について、次のように定めている。

(貸付金債権の評価)

204 貸付金、売掛金、未収入金、預貯金以外の預け金、仮払金、その他これらに類するもの(以下「貸付金債権等」という。)の価額は、次に掲げる元本の価額と利息の価額との合計額によって評価する。

- (1) 貸付金債権等の元本の価額は、その返済されるべき金額
- (2) 貸付金債権等に係る利息(評基通208《未収法定果実の評価》)に定め

る貸付金等の利子を除く。)の価額は、課税時期現在の既経過利息として支払を受けるべき金額

(貸付金債権等の元本価額の範囲)

205 前項の定めにより貸付金債権等の評価を行う場合において、その債権金額の全部又は一部が、課税時期において次に掲げる金額に該当するときその他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、これらの金額は元本の価額に算入しない。

- (1) 債務者について次に掲げる事実が発生している場合におけるその債務者に対して有する貸付金債権等の金額(その金額のうち、質権及び抵当権によって担保されている部分の金額を除く。)

イ 手形交換所(これに準ずる機関を含む。)において取引停止処分を受けたとき

ロ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定があったとき

ハ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったとき

ニ 会社法の規定による特別清算開始の命令があったとき

ホ 破産法の規定による破産手続開始の決定があったとき

ヘ 業況不振のため又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は6か月以上休業しているとき

- (2) 更生計画認可の決定、再生計画認可の決定、特別清算に係る協定の認

<sup>\*44</sup> 国税庁「マンションに係る財産評価基本通達に関する有識者会議について」(令和5年1月)8頁によれば、近年の評価通達6項の適用件数は次のとおりとされている。

年分(事務年度)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
件数	0	1	0	2	0	4	0	1	1	0	9

<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0023001-051.pdf>

なお、この有識者会議は、マンション課税を巡って総則6項が適用された事案に係る最高裁判決(最判R4.4.19)等を受けて開催されている。

可の決定又は法律の定める整理手続によらないいわゆる債権者集会の協議により、債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等の決定があった場合において、これらの決定のあった日現在におけるその債務者に対して有する債権のうち、その決定により切り捨てられる部分の債権の金額及び次に掲げる金額

イ 弁済までの据置期間が決定後5年を超える場合におけるその債権の金額

ロ 年賦償還等の決定により割賦弁済されることとなった債権の金額のうち、課税時期後5年を経過した日後に弁済されることとなる部分の金額

(3) 当事者間の契約により債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等が行われた場合において、それが金融機関のあっせんに基づくものであるなど真正に成立したものと認めるものであるときにおけるその債権の金額のうち

(2)に掲げる金額に準ずる金額

評基通205(1)~(3)に掲げられている事実は、資産状況及び営業状況等が破綻していることが客観的に明白であって、貸付金の回収の見込みがないことが客観的に確実な場合の例示であるが、柱書きの「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」についても、当該事実に準ずる破綻状態にあることが必要であろう。また、債務者が被相続人等と特別の関係を有する同族会社である場合には、より厳格な判断が必要であろう（そもそも相法64の同族会社等の行為計算否認規定の適用の可能性があることに留意）。

ロ 事例10（回収の見込みのないことが客観的に確実といえるか）<sup>\*45</sup>

本件は、被相続人の相続財産であるゴルフ場経営会社に対する貸付金及び未収入金を減額して申告した事例である。裁判所の判断は図表16のとおりである。

図表16 事例10

<p>債権の「時価」（相法22）の評価は、相続開始時においてその回収の見込みがないことが客観的に確実というべき特段の事情がない限り、その額面によるのが相当と解される（評価通達204項、205項も、その趣旨を明らかにしたものと解される。）、父が債権を有するゴルフ場経営会社は、本件相続の開始時において経営を継続しており、手形交換所における取引停止処分や、会社更生手続の開始の決定を受けたといった事由は生じていなかった上、他からの長期借入金の返済や、預託金の返還も進んでいたと認められること（なお、多額の預託金返還債務を負っているというだけで直ちにゴルフ場を経営する会社の事業経営が破綻しているということとはできない。）等に照らすと、本件相続の開始時において、その事業経営が破綻していたということとはできず、他に、本件貸付金及び本件未収入金（利息債権）について回収の見込みのないことが客観的に確実であったというべき特段の事情があるとは認められない（仮に、当該債権の回収に長期間を要するとしても、そのことから直ちに当該債権の回収の見込みがないということができないことは明らかである。）。 よって、本件貸付金及び本件未収入金については、額面（元本額と利息額の合計額）により評価するのが相当である。</p>
--

\*45 前出\*27

### (3) 書画骨とう品

評基通は次のように定めている。

(書画骨とう品の評価)

135 書画骨とう品の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 書画骨とう品で書画骨とう品の販売業者が有するものの価額は、133《たな卸商品等の評価》の定めによって評価する。
- (2) (1)に掲げる書画骨とう品以外の書画骨とう品の価額は、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。

評基通135(2)の評価を行う場合には、『美術年鑑』（美術年鑑社）等の価格が参照される場合もあるが、個人が所蔵する場合には経年劣化による価値低下に留意する必要があるほか、（一財）東美鑑定評価機構等の鑑定サービスを利用するのが便宜である。

## 5 その他の留意点

### (1) 遺産分割

#### イ 未分割遺産の申告

相続税の申告は、相続又は遺贈（特定贈与者である被相続人からの贈与を含む。）により財産を取得した者が、その取得した財産について、課税価格及び税額を計算して申告すべきものであるが、実際には、相続税の申告書を提出する場合において、遺産の全部又は一部が共同相続人等によって分割されず、相続人等の取得部分が確定し

ない場合がある。遺産の分割が行われな限り、相続税の課税ができなるとすると、遺産の分割を恣意的に遅らせて、相続税の課税を遅らせることが可能となり、遺産分割を早期に行った者との間で相続税の負担に不公平が生じる。

そこで、相続税の申告期限において遺産の全部又は一部が未分割である場合、その未分割財産については、共同相続人又は包括受遺者が民法（寄与分に係る904条の2を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って取得したのものとして、課税価格を計算して申告する（相法55）。なお、申告後に遺産分割が行われ申告内容と異なる課税価格となった場合の期限後申告、修正申告及び更正の請求について特則が定められている（相法30～32）。

#### ロ 配偶者に対する税額軽減との関係

被相続人の配偶者がその被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その配偶者については、算出した税額から配偶者の税額軽減額を控除した残額をもって、その配偶者の納付すべき相続税額とし、その残額がないときは、納付すべき相続税額はなしとされる（相法19の2①）。

この規定の適用により、配偶者については相続税の全額が課税されない場合も多く、適用頻度は非常に高いが、遺産分割との関係で次の点に留意する必要がある<sup>\*46</sup>。

この規定の適用については、相続税の申告期限までに、その相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人等

<sup>\*46</sup> 配偶者の税額軽減については、隠蔽仮装行為との関係でも留意すべき点がある。それは、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者が、隠蔽仮装行為に基づいて、相続税の申告書を提出しており、又は提出していなかった場合において、相続税についての調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知して期限後申告書又は修正申告書を提出するときは、仮装隠蔽行為による事実に基づく金額に相当する金額を除外して計算されることである（相法19の2⑤）。

によってまだ分割されていない場合には、その分割されていない財産は、配偶者の課税価格の計算の基礎とされる財産に含まれない。ただし、①その分割されていない財産が申告期限から3年以内に分割された場合、又は②申告期限後3年を経過する日までに分割できないやむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けた場合で、その事情がなくなった日の翌日から4カ月以内に分割されたときには含まれることになる（相法19の2②）。

なお、税額軽減の規定は、申告書（期限後申告書・修正申告書を含む。）や更正請求書にその適用を受ける旨及び計算明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類<sup>\*47</sup>の添付がある場合に限り適用される（相法19の2③）。

## ハ 小規模宅地等の特例との関係

上記3(3)で述べた小規模宅地等の特例についても、相続税の申告期限までに特例対象宅地等が分割されていることを要する。上記口の①又は②の場合には、更正の請求によりこの特例の適用を受けることができるが、同様の書類の添付が必要となる（措法69の4④⑦）。

## (2) 国等への相続財産の贈与

被相続人が相続財産の一部を公益目的で寄附する旨遺言している場合があるが、一定の要件の下で非課税措置が講じられている。

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興等に寄与するところが著しいと認められるもの若しくは認定特定非営利活動法人に贈与（贈与者の死亡により、効力を生じる贈与は除く。）した場合には、その贈与により贈与者又はその親族その他特別関係者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その贈与をした財産の価額は、その相続税の課税価格の計算の基礎に算入されない（措法70①）<sup>\*48</sup>。

この非課税制度の適用に当たっては次の点に留意することが必要である。

第1に、贈与は申告書の提出期限内に行うことが必要である。

第2に、公益法人等に対する贈与について、次の事実が該当する場合には、非課税の適用がないこととなり、所定の期限内に修正申告書又は期限後申告書を提出することが必要となる。

- ① 財産の贈与があった日後2年を経過する日までにその贈与先が特定の公益法人等又は認定特定非営利活動法人に該当しないこととなった場合
- ② 贈与により取得した財産を財産の贈与があった日後2年を経過した日において、なおその公益を目的とする事業の用に供

<sup>\*47</sup> 財務省令で定める書類は、次に掲げる書類である（相規1の6③）。

一 遺言書の写し、財産分割協議に関する書類の写しその他の財産の取得の状況を証する書類  
二 相法19条の2第3項の申告書又は更正請求書を提出する際に財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合において、当該申告書又は更正請求書の提出後に分割される当該財産について相法19条の2第2項但書の規定の適用を受けようとするときは、その旨並びに分割されていない事情及び分割の見込みの詳細

<sup>\*48</sup> 特定公益信託の信託財産とするために相続財産に属する金銭を支出した場合に相続税が非課税となる措置も講じられている（措法70③）。

していない場合

### (3) 相続人の財産把握

相続人が相続開始時においてその存在又は詳細を知らない相続財産であっても、税務調査において申告漏れが指摘されれば、修正申告等により過少申告加算税等が課されることとなる。そのため、相続開始後は可能な限りの方法で相続財産を悉皆的に把握することが必要になる。被相続人が相続人（家族）にも秘匿している場合があるため、その可能性がある場合には更に徹底した調査が求められる。

では、どのように被相続人の財産を把握すればよいのであろうか。とりわけ被相続人と同居していない相続人の場合には困難さが増すことになる。

遺言書が存在し詳細な財産目録が作成されている場合はよいが、そのようなケースはさほど多くないであろう。通常、印鑑・通帳、保険等各種契約書、登記簿謄本、申告書控え、固定資産税納税通知書等の重要な書類は金庫や特別な場所（貸金庫を含む。）に保管されているため、一次的にはそこからかなりの情報が得られることになる。

次に、そこで把握された財産以外の財産がないかを確認することになる。国税当局と異なり資金ソースからの情報が限られる

反面、平素の言動やメモ・郵便物・粗品等様々なものからヒントが得られる可能性もある。銀行・証券会社・保険会社等の金融機関の口座や契約については、被相続人の生活圏内にある金融機関に問い合わせる方法もある（なお、特に高齢者の多くがゆうちょ銀行を利用しているとされる。）。

生命保険契約については、生命保険協会が、死亡等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金等の請求を行うことが困難な場合等に、生命保険契約の有無の照会を受け付ける「生命保険契約照会制度」を実施している<sup>\*49</sup>。

不動産については、固定資産税納税通知書から情報が得られるほか、固定資産税課税台帳（名寄帳）の閲覧制度の利用も可能である。

なお、財産が把握された後、名義変更等の手続に戸除籍謄本等を都度提出することが必要となるが、法務局の「法定相続情報証明制度」を利用するのが便宜である。これは、相続人が登記所に必要書類<sup>\*50</sup>を提出すれば、登記官がその内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを無償で交付するサービスである。

いずれにしても、こうした財産把握（更に名義変更等の手続）は時間と労力がかかり、また、遠隔地に住む相続人には現実にはかなり困難な場合も多い。信託銀行や司

<sup>\*49</sup> 生命保険協会は、照会者から提供された情報を生命保険協会加盟会社全社に連絡し、照会者から指定された照会対象者が保険契約者または被保険者となっている生命保険契約の有無について調査依頼を行う。加盟会社による調査結果（生命保険契約の有無）は、生命保険協会にて取りまとめのうえ、照会者あてに回答される。調査結果は生命保険契約の有無のみであり、生命保険契約の種類や保険金等の請求の代行は行われない。なお、利用料の支払いが必要である。

<https://www.seiho.or.jp/contact/inquiry/>

<sup>\*50</sup> 次の①及び②の書類が必要である。①被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等、②上記①の記載に基づく法定相続情報一覧図（被相続人の氏名、最後の住所、最後の本籍、生年月日及び死亡年月日並びに相続人の氏名、住所、生年月日及び続柄の情報）

[https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)

法書士・行政書士等の遺産整理サービスを利用するのも一つの方法である。

#### (4) デジタル化の進展等に伴う留意点

金融資産については、デジタル化が進んでおり、ネットバンキングやネット証券サービス等が利用され、通帳レス、印鑑レスになっている場合には、財産の把握がより難しい場合がある。取引明細書等が自宅に郵送されてくることがないため、相続人が口座等の存在に気づきにくい、PC、スマートフォン、タブレット端末が遺品として見付かっても、アカウントやパスワードが分からなければ、メールや取引内容等を確認することができない等の問題がある。その場合にも、上記(3)で述べたように、通帳での資金移動の記録など、様々な痕跡を手掛かりに探していくしか方法はない。

やはり最も望ましいのは、被相続人が生前に家族に財産把握の手掛かりを必ず残すようにしておくことであろう。

## おわりに

納税者は所得の性質、源泉、金額等計算に必要な情報および証拠のすべてを掌握しているが、税務当局は入手した資料情報や申告書記載情報以外に納税者の有する情報にアクセスする方法がない<sup>\*51</sup>。これは「情報の非対称性」と呼ばれる。

確かに、所得税や法人税などの期間税については情報の非対称性が妥当とするとしても、相続税のような随時税については、納税者（相続人）よりも国税当局の方がより多くの情報を保有している場合が多いように思われる。

それを踏まえれば、相続税の税務調査においては、本稿で取り上げた名義財産や評価等の論点もさることながら、相続財産の把握漏れが予測の難しい最大の税務リスクとなり得る。「天網恢恢疎にして漏らさず」の言を肝に銘じて、万全の相続税申告対策を行うことが肝要である。



飯守 一文  
(いもり かずふみ)

野村資産承継  
研究所 顧問

#### ◆経歴

1986年に国税庁に入庁後、国際調査管理官、国際業務課長、徴収課長、法人課税課長、沖縄国税事務所長等を歴任し、徴収部長を最後に2022年に退官。この間、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授、税理士試験委員（国税徴収法、法人税法）を務めたほか、OECD（経済協力開発機構）や税務当局間の国際会議に参加。2022年9月、税理士法人大手町トラスト社員税理士（2023年1月から代表社員）、野村資産承継研究所顧問に就任。

#### ◆共著

「移転価格税制の理論と実務」（大蔵財務協会）、「国際課税の理論と実務 73の重要課題」（同）、「国際課税ルールの新しい理論と実務—ポストBEPSの重要課題」（中央経済社）

#### ◆論文・寄稿

「米国移転価格税制の検討と若干の提言」（筑波ロー・ジャーナル9号）、「OECD等におけるBEPS行動計画及び自動的情報交換に関する議論」（租税研究791号）、「欧州等における徴収共助」（同801号）、「EU VATを巡る諸課題：Rate StructureとExemptions」（同825号）、「デジタル課税の制度と執行を巡る議論」（同852号）ほか

#### ◆所属学会

租税法学会、国際租税協会（International Fiscal Association (IFA)）

\*51 本庄資「国家戦略として税務行政の法執行能力を強化する必要性」税大ジャーナル1号21頁